

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

### I ギャンブル等依存症問題の現状

➤ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

### II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

### III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる  
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による  
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な  
取組の推進

### IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

### I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ] ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限 施設内の取組	・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターポート] ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターポート] ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ] ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ] ・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
相談・治療に つなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターポート]
依存症対策の 体制整備	・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターポート] ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ] ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ぱちんこ]

### II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

相談支援	・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

### III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

### IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

連携協力体制 の構築	・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)（平成31年度～）
人材の確保	・医師臨床研修の見直し等 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省]（平成31年度～） ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

### V 調査研究：基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターポート]

### VI 実態調査：基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]
- ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]
- ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
- ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

### VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

## 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

**第1条** ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を受け、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することを目的として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

**第3条** 協議会は、ギャンブル等依存症に関連する団体の推薦を受けた者、学識経験者、行政機関（静岡県保健所長会を除く。）、教育委員会及び警察本部からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のギャンブル等依存症部会に位置づける。

(任期)

**第4条** 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第5条** 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

## 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員

(敬称略、◎は会長)

区分	所属・役職	氏名
医療	医療法人十全会聖明病院 院長	古川 愛造
自 助	GA静岡グループ	塚本 寿高
自 助	ギャンブル等依存症の家族の自助グループ	鈴木 伸夫
関係事業者	浜名湖競艇企業団総務課 課長	西山 雅章
関係事業者	静岡市財政局財政部公営競技事務所 次長	三浦 章由
関係事業者	浜松市産業部産業総務課 公営競技室長	池野 聡明
関係事業者	伊東市観光経済部公営競技事務所 主査	菊池 源之
関係事業者	静岡県遊技業協同組合 理事長	富田 直樹
学 識	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	◎長坂 和則
司 法	静岡県弁護士会	青柳 恵仁
司 法	静岡県司法書士会	小寺 敬二
行 政	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課長	若月 伸隆
行 政	静岡県精神保健福祉センター 所長	内田 勝久
関係団体	熱海保健所長	伊藤 正仁
教 育	静岡県教育委員会健康体育課長	近藤 浩通
警 察	静岡県警察本部生活安全部生活保安課長	仁尾 武重

事務局 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

### 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過	内 容
令和2年8月19日	第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	会長選出、 計画原案の説明、協議
11月9日	第2回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	計画案の説明、協議
12月2日	静岡県依存症対策連絡協議会 開催	計画案の説明、協議
12月28日 ～ 令和3年1月25日	パブリックコメント 実施	
2月9日	第3回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	計画案の協議、決定
3月	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画 公表	